25消安第2160号 平成25年7月19日

北海道農政部長 各地方農政局消費·安全部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人へリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底 について

殿

無人ヘリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところである。

しかし、平成 25 年 7 月 18 日に、千葉県において、無人ヘリコプターによる農薬散布中に、機体が作業中の操作要員に衝突し1名が死亡する事故が発生した。 このような事故が発生したことは誠に残念である。

本件は、現在警察による捜査中であるが、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故の再発防止を図る観点から、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、指導指針の趣旨及び内容並びに毎年度の事故情報の分析結果を踏まえ取りまとめた事故防止のポイント(「平成 25 年度以降に向けた無人ヘリコプターの安全対策の徹底及び平成 24 年度の事故情報の報告状況について」(平成 25 年 3 月12 日付け 24 消安第 5953 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)及び「平成 23 年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況及び平成 24 年度以降に向けた安全対策の徹底について」(平成 23 年 12 月 28 日付け 23 消安第 4959 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知))に基づき安全対策が確実に実施されるよう、【貴局管下の都府県に対し】改めて指導されたい。

また、有人へリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう併せて指導されたい。

## (施行注意)

- 1. [ ] 内は北海道あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 2. 【 】内は、各地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 3. \_\_\_\_ は、関東農政局あてには都県とし、近畿農政局あてには府県とし、その他農政局あてには県とする。

## 一般社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

無人へリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底 について

無人へリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より「無人へリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところです。

しかし、平成 25 年 7 月 18 日に、千葉県において、無人ヘリコプターによる農薬散布中に、機体が作業中の操作要員に衝突し1 名が死亡する事故が発生しました。このような事故が発生したことは誠に残念です。

本件は、現在警察による捜査中ですが、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故の再発防止を図る観点から、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、指導指針の趣旨及び内容並びに毎年度の事故情報の分析結果を踏まえ取りまとめた事故防止のポイント(「平成 25 年度以降に向けた無人ヘリコプターの安全対策の徹底及び平成 24 年度の事故情報の報告状況について」(平成 25 年 3 月 12日付け 24 消安第 5953 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)及び「平成 23年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況及び平成 24年度以降に向けた安全対策の徹底について」(平成 23 年 12 月 28 日付け 23 消安第 4959 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知))に基づき安全対策が確実に実施されるよう、貴協会傘下の関係者等に対し、改めて周知をお願いします。

また、有人へリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう周知をお願いします。